白馬村公告第12号

先導的官民連携支援事業「道の駅を核とした観光まちづくり交流拠点官民連携事業調査 業務」を別紙のとおり募集するので公告する。

平成29年6月28日

白馬村長 下 川 正 剛

平成 29 年度 先導的官民連携支援事業 道の駅を核とした観光まちづくり交流拠点官民連携事業調査業務実施要領

1. 業務の概要

(1) 委託業務の名称

道の駅を核とした観光まちづくり交流拠点官民連携事業調査業務

(2) 発注者

白馬村

(3) 委託業務の内容

別紙「業務仕様書」のとおり

(4) 契約形態

委託契約

(5)委託期間

契約締結日から平成30年2月27日まで

(6) 契約限度額

金16,000,000円(消費税含む)

(7)委託者選定方法

公募型プロポーザル方式

2. 応募資格

応募資格者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2)法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、 当該免許、許可又は登録等を受けて当該業務を営んでいること。
- (3) 破産法(平成 16 年法律第 75 条)第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手 続開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく 再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定 に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (5) 白馬村入札参加資格者名簿に登録されているとともに、本プロポーザル公告時点で白馬村長から指名停止等の措置を受けていない者であること。

3. 実施スケジュール

項目	日程(予定)	備考
実施要領・仕様書等公表	平成 29 年 6 月 28 日(水)	
質問書の提出期間	平成 29 年 7 月 7 日(金)	
質問書に対する回答期日	平成 29 年 7 月 12 日(水)	
参加申込書の提出期限	平成 29 年 7 月 14 日(金)	
参加資格結果通知	平成 29 年 7 月中旬	
企画提案書の提出期限	平成 29 年 7 月 31 日(月)	
企画提案選考 (プレゼンテーション)	平成 29 年 8 月 7 日(月)	
特定結果通知	平成 29 年 8 月 10 日(木)頃	
契約締結	平成 29 年 8 月中旬	

4. 質問及び回答

(1)受付期間

平成29年6月28日(水)午前9時から7月7日(金)午後5時まで

(2)提出方法

質問書(様式第1号)に記入し、事務局あてに電子メールにより提出し、電話で受信の確認を行うこと。

(3)回答方法

質問に対する回答は、平成 29 年 7 月 12 日(水)までに白馬村行政ホームページに掲載する。

5. 参加申込に関する事項

参加を希望する者は、以下により参加申込を行うこと。

- (1) 提出書類(各1部)
 - ア. 公募型プロポーザル参加申込書兼誓約書(様式第2号)
 - イ. 業務実績書(過去5年間の同種または類似業務の名称、発注機関、履行期間、 契約金額、業務概要等を任意の様式に記載すること)
 - ウ. 納税証明書(国税:納税証明書(その3)、地方税:主たる事業所の都道府県民 税及び市区町村民税に滞納がないことの証明)
- (2) 提出期間

平成 29 年 6 月 28 日(水)から 7 月 14 日(金)まで (受付時間は、平日の午前 9 時から午後 5 時までとする)

- (3)提出先
 - 9に記載する事務局
- (4)提出方法

持参または郵送(書留郵便)に限る。

郵送の場合は、提出期限までに必着とする。

(5)参加資格審査結果

審査結果は、参加申込者全員に参加資格審査結果通知書により通知する。

(6) 参加の辞退

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに連絡するとともに、書面(任意様式)で通知すること。

(7) その他

参加資格を満たす者が多数の場合には、業務実績書等により一次審査を実施する。

6. 企画提案に関する事項

企画提案書は、以下により作成・提出すること。

- (1) 提出書類
 - ア. 企画提案提出書(様式第3号)1部
 - イ. 企画提案書(任意様式) 13部

全体概要を A4 版 1 枚 (片面) に整理するとともに、以下の内容を具体的に記載することとし、CD 等に保存した電子データも 1 部提出すること。

- (ア)調査方針
- (イ) 事業全体の実施体制・工程
- (ウ) 提案者の強みやノウハウ
- (エ) その他独自に PR・提案したいこと
- ウ. 見積書(任意様式)1部

(2) 提出期間

平成 29 年 7 月 7 日(金)から 7 月 31 日(月)まで (受付時間は、平日の午前 9 時から午後 5 時までとする)

- (3)提出先
 - 4. (3) に同じ
- (4)提出方法
 - 4. (4) に同じ
- (5) その他

提出期間終了後は、提出書類の内容変更は受け付けないものとする。

7. 企画提案の特定に関する事項

審査は、提出された企画提案書及びプレゼンテーションに基づき、白馬村が設置する審査委員会において行う。審査委員会は非公開とし、選考の経過等に関する問い合わせには一切応じない。

(1) 企画提案-プレゼンテーション

日程: 平成 29 年 8 月 7 日(月)

会場:白馬村役場

所用時間:30分(20分間のプレゼンテーション及び10分間の質疑応答)

出席者数:3名まで

参加資格審査結果通知時に、時間等について通知する。

提案者は、他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

(2)評価

ア. 評価基準

評価基準及び配点は、別表のとおりとする。

イ. 受託候補者の特定

審査委員会において評価基準に基づき評価点を算出し、最も高い評価合計点を 獲得した提案者を受託候補者とし、合わせて、評価合計点の順位に基づき次点 者を特定する。ただし、最も高い評価合計点が 60 点未満の場合は、受託候補者 として特定せず、該当者なしとする。

最も高い評価合計点の提案者が複数ある場合は、審査委員会の協議により候補 者の順位付けを行う。

(3)審査結果

審査結果は全ての企画提案者に対して個別に通知する。

(4) 契約

受託候補者は、委託業務に係る仕様について企画提案書を基に本村と協議し、提案 事項を反映した仕様を決定したうえで契約を締結する。

なお、協議が不調となった場合には、次点者を受託候補者として同様に協議する。

8. 留意事項

- (1) 公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書は、一提案者につき一提案とする。
- (3) 企画提案書の内容に基づく見積額は、物価の上昇等正当な理由が無い限り契約締結時に増額することは認めない。また、契約額は提案内容等を勘案したうえで決定するため、見積額と同額になるとは限らない。
- (4) 受託候補者となった者は、その地位・権利を譲渡することはできない。また、契約締結後に当該業務の全てを第三者に再委託することはできない。当該業務の一部を第三者に委託する必要がある場合には、あらかじめ委託者の承認を得なければならない。
- (5) 企画提案提出書及び企画提案書等が次の事項の一つ以上に該当する場合には失格 となる場合がある。なお、失格となった場合には別途通知する。
 - ①指定する提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの
 - ②指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
 - ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - ④虚偽の内容が記載されているもの
- (6) 提出書類の作成・提出に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (7) 提出書類は、受託候補者の選定に必要な範囲において複製することがある。
- (8) 提出された企画提案書等の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属する者とする。ただし、受託者として特定された者が作成した企画提案書等は、本村が必要と認める場合に、その一部または全部を使用(複製、転記または転写等)することができるものとする。
- (9) 提出された書類は返却しない。
- 9. 事務局(提出先・問い合わせ先)

〒399-9393 長野県白馬村大字北城7025番地

白馬村役場 総務課 企画係

電話:0261-72-7002 FAX:0261-72-7001

E-mail: somu@vill.hakuba.lg.jp

(別表)評価基準

評価基準及び観点	評価点
企業・技術者等の実績・能力 ・企業の経営状況・財務状況(5) ・配置予定技術者の知識、経験及び能力(5)	10
業務の実施計画 ・業務の特性、目的及び内容の理解度(5) ・業務実施手順の妥当性(5) ・業務量の把握状況及び工程表・人員配置の妥当性(5)	15
企画提案内容 ・本村の実情に関する精通度(10) ・課題の的確な整理(10) ・提案内容の具体性(10) ・提案内容の先進性(10) ・提案内容の独創性(10) ・提案内容の実現可能性(10)	60
その他 ・企画提案書とプレゼンテーションの整合性とわかりやすさ(5) ・業務に対する意欲・姿勢、質疑応答の適切・迅速・柔軟性(5) ・見積内容・見積金額の妥当性(5)	15
合計	100

道の駅を核とした観光まちづくり交流拠点官民連携事業調査業務

質問書

平成 年 月 日

商号又は名称				
	部署	•	氏名	
質問者 (連絡先)	Tel		Fax	
	E-Mail			
質問項目				
(内容)				

- ※質問書は電子メールによる提出に限る、提出したときには、電話に受信の確認を行うこと
- ※メールの件名には「白馬村官民連携調査業務に関する質問」と明記すること
- ※質問書の提出期限は、平成 29 年 7 月 7 日 (金) 17 時 00 分とする

(質問書提出先)

白馬村役場 総務課 企画係長 田中洋介

E-Mail: somu@vill.hakuba.lg.jp

TEL (0261) 72-7002 FAX (0261) 72-7001

公募型プロポーザル参加申込書兼誓約書

平成 年 月 日

白馬村長 下川 正剛 あて

 住所
 〒

 (所在地)
 (フリガナ)

 商号又は名称
 印

 (フリガナ)
 代表者職氏名

「道の駅を核とした観光まちづくり交流拠点官民連携事業調査業務」に係る受託候補者選定プロポーザルに参加したいので、関係書類を添えて申し込みます。

添付した書類の全ての記載事項は事実と相違ないこと及び応募要領に定める応募資格の全ての要件を満たしていることを誓約いたします。

(担当者及び連絡先)

担当部署名	
役職名	
氏名	
電話番号	
E-Mail	

企画提案提出書

平成 年 月 日

白馬村長 下川 正剛 あて

住 所 〒	
(所在地)	
(フリガナ)	
商号又は名称	印
(フリガナ)	
代表者職氏名	印

業務名:道の駅を核とした観光まちづくり交流拠点官民連携事業調査業務

上記業務について、企画提案書を提出します。

(添付書類)

- 1. 企画提案書
- 2. 見積書

(担当者及び連絡先)

担当部署名	
役職名	
氏名	
電話番号	
E-Mail	